

急速充電設備
燃料電池発電設備設置届出書
(1) 発電設備
変電設備
蓄電池設備

				(2) ○○年○○月○○日	
(3) 苅田町消防長 様		(4) 届出者 住所 氏名		(電話 番) 印不要	
防火対象物	所在地	(5) 苅田町○○○○		電話○○○-○○○○	
	名称	(6) 株式会社 ○○○○工業	用途	(7) 工場	
設置場所	構造	場 所		床 面 積	
	(8) 鉄筋コンクリート造	(8) 屋内 (2階) 屋外		(9) ○○○㎡	
	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等	(10) 消火器○○型 ○本	不燃区画	(11) 有・無	換気設備
届出設備	電圧	(12) 一次○○○○V 二次○○○○V	全出力又は 定格容量	(13) ○○○○	kW AH・セル
	着工(予定) 年月日	(14) ○○年○○月○○日	竣工(予定) 年月日	(14) ○○年○○月○○日	
	設備の概要	種別	(15) キュービクル式(屋内・屋外)・その他 (16) ○○○会社 型式○○○○番 ※別紙参照		
主任技術者氏名		(17) 管理課 主任 消防 次郎			
工事施工者	住所	(18) 福岡県○○市○○区○番地○号 電話 ○○○-○○○○ 番			
	氏名	(18) 株式会社 ○○電気 代表取締役 ○○○○			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 2 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 - 3 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
 - 4 当該設備の設計図書を添付すること。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

項目	記入要領
(1) 届出種別	届出をする設備を○で囲んでください。
(2) 年月日	届出日を記入してください。和暦での記入をお願いします。
(3) 宛先	宛先は消防長となります。
(4) 届出者	設備を設置しようとする者の住所、氏名、電話番号を記入してください。 法人にあっては法人の所在地、名称、電話番号及び代表者の職、氏名を記入してください。いずれも押印は不要です。 住所については都道府県からの記入をお願いします。
(5) 所在地	設備を設置する防火対象物の所在地、電話番号を記入してください。 所在地について記入をお願いします。
(6) 名称	設備を設置する防火対象物の名称を記入してください。 略称は使用しないでください。
(7) 用途	防火対象物の用途を消防法施行令別表第1に掲げる用途区分により主要用途を記入してください。項区分の記入は必要ありません。 (例) 単体用途の場合 「工場」「事務所」 複合用途の場合 「店舗・共同住宅」「飲食店・遊技場」
(8) 構造 場所	構造 ：設置場所の構造を記入してください。屋外に設置する場合は記入しないでください。S, RC, SRCなどの略語は使用しないでください。 場所 ：屋内屋外のいずれかを○で囲んでください。屋内の場合は設置する場所の階を記入してください。
(9) 床面積	設備を設置する場所の床面積を記入してください。 屋外に設置する場合は記入しないでください。
(10) 消防用設備等又は特殊消防設備等	設置する消防用設備等の種類を記入してください。 (例)「消火器」
(11) 不燃区画換気設備	設置する場所の不燃区画の有無を○で囲んでください。 設置する場所の換気設備の有無を○で囲んでください。
(12) 電圧	変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の両方を記入してください。
(13) 全出力又は定格容量	燃料電池発電設備、発電設備、変電設備は全出力を、蓄電池設備は定格容量を記入してください。
(14) 着工・竣工予定月日	それぞれの予定年月日を記入してください。和暦での記入をお願いします。
(15) 種別	設置する設備の種別について、キュービクル式・その他を○で囲んでください。キュービクル式の場合は設置場所の屋内・屋外を○で囲んでください。
(16) 設備の概要	設置する設備の製造会社名・型式を記入してください。設備の仕様書等を添付し「※別紙参照」としてください。
(17) 主任技術者氏名	設置する設備を取り扱う技術者の職、氏名を記入してください。
(18) 工事施工者住所・氏名	設置する設備の施工に従事した者の住所、電話番号、氏名を記入してください。法人にあっては法人の所在地、名称、電話番号及び代表者の職、氏名を記入してください。 住所や所在地については都道府県からの記入をお願いします。
その他注意事項	設置工事開始の5日前までに提出すること。 正副の2通を届出してください。

(発電設備 内燃機関によるもの 固定して用いるものに限る。)

(変電設備 高圧又は特別高圧のもので、全出力 50 キロワットを超えるもの)

(蓄電池設備 定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル以上のもの)

(燃料電池発電設備 固体高分子型燃料電池発電設備のうち、出力 10 キロワット未満のものを除く。)

※ 灯油、軽油等の危険物を貯蔵し、又は取り扱うときは、当該危険物の量により、別の届出等が必要となる場合があります。

※ 電気設備の設置(変更)に伴い消防用設備等を設置するときは、別の届出が必要となる場合があります。

※ 消防用設備等の非常電源に該当する電気設備を設置(変更)するときは、別の届出が必要となる場合があります。